

# 独立行政法人国立美術館がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔令和5年4月1日  
独立行政法人国立美術館〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、独立行政法人国立美術館が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

## I. 対象となる事務及び事業

本計画は、独立行政法人国立美術館が行う全ての事務及び事業を対象とする。

## II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直し状況や本計画の実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

## III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として（ただし、国立工芸館は2020年度を基準とする。以下同じ。）、独立行政法人国立美術館の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、独立行政法人国立美術館の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

## IV. 個別対策に関する目標

### 1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

### 2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

### 3. 電動車の導入

公用車については、原則として保有しない。やむを得ず導入する場合は、全て電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）とする。

#### 4. LED 照明の導入

既存設備を含めた LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とすることを目指す。

#### 5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030 年度までに調達する電力の 60% 以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨す。

### V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

#### 1. 太陽光発電の最大限の導入に向けた取組

##### (1) 新築する建築物における整備

新築する建築物について、他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することに努める。

##### (2) 保有する既存の建築物及び土地における整備

保有する既存の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することに努める。

##### (3) 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則として (1) 及び (2) に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な予算要求及び整備を進める。

#### 2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

##### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

##### (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建築資材の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラ

インドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

- ③ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ④ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑤ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

### (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② このため、高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ③ また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

### (4) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 事務エリアにおいて事務及び事業への影響並びに職員の労務環境に配慮しつつ室温の適正管理を徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② 展示室及び収蔵庫については、作品の保全を確保しつつ、室温の適正管理を徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

### (5) 再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② 太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、可能な限り参加するよう図る。
- ④ 建築物の改修に際して、規模・用途等を検討し、可能な限り、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

### (6) 水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ③ 節水機能のないトイレの改修の際に、節水トイレの設置を図る。
- ④ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

- ⑤ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

## (7) その他

### ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ③ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ④ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

### イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。
- ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るとともに、休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。
- ③ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ④ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、改修が必要な際は整備を進める。
- ⑤ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑥ 公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。
- ⑦ 建築物の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

### ウ 施設や機器の効率的な運用に資する整備の導入

- ① 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

### エ 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

## 3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

## (1) 電動車の導入

原則として保有しない。やむを得ず導入する場合は、全て電動車とする。

## (2) LED照明の導入

既存設備を含めた独立行政法人全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とするべく予算要求を行っていく。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

## (3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨し予算要求を行っていく。この目標(60%)を超える電力についても、更なる削減を旨し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。

## (4) 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

## (5) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減にあたって、以下の措置を講じる。

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーや集約印刷・集約コピーの徹底のほか、印刷プレビュー機能や試しコピー機能の活用を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、委員会等へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙(ミスコピーや使用済文書等)については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ⑦ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスモール化を図る。
- ⑧ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑨ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

## (6) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7) H F C等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 冷蔵庫及び空調機器の購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。

ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F 6）の回収・破壊等

電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力S F 6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、L P G等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、L P G等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図

る。

- ⑥ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

#### イ 製品等の長期使用等

- ① その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ③ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ④ 施設内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
- ⑤ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑥ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

#### ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 施設内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② 施設内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

#### エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

#### オ メタン（CH<sub>4</sub>）及び一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。

### 4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

#### (1) エネルギー使用量の抑制

##### ア エネルギー使用量の抑制等

- ① O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ④ 発熱の大きいO A機器類の配置を工夫する。
- ⑤ 照明は業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

- ⑥ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑦ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑧ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。

#### イ 節水等の推進

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。

### (2) ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

### (3) 廃棄物の減量

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。
- ④ リサイクルルートの確保等を内容とするリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ⑤ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ⑥ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ⑦ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ⑧ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ⑨ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑩ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑪ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑫ 排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。
- ⑬ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑭ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

## 5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

### (1) ワークライフバランスの配慮

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推



進等、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

**(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供**

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の情報を提供するなど必要な措置を講ずる。

**VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検**

本計画の推進・評価・点検については、本部事務局財務課において行う。

**Ⅶ. 温室効果ガス排出削減計画**

**【法人全体】**

**独立行政法人国立美術館温室効果ガス削減計画**

			(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
						(13 年度比)	
施設のエネルギー	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	12,896,535	10,314,143	—	—
		調整後排出係数使用	kg-CO2	10,294,768	9,953,941	—	—
		(電気使用量)	kWh	24,814,113	23,347,715	—	—
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	—	—	—	—
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	—	—	—	—
	電気以外	kg-CO2	4,480,555	4,170,470	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	17,377,090	14,484,613	8,905,802 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	14,775,323	14,124,411			

**独立行政法人国立美術館温室効果ガス削減対策及び目標**

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%		— (設置件数 1 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%		—	—
LED 照明の導入割合	%		—	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		0 (2020 年度)	60

※ 2013 年度当時において国立工芸館は設置されていなかったため、国立工芸館のみ基準年度を 2020 年度として 2030 年度目標値を算出している。

### 東京国立近代美術館（本館・分室）温室効果ガス削減計画

			(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
						(13 年度比)	
施設のエネルギー	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,042,875	1,090,184	—	—
		調整後排出係数使用	kg-CO2	806,490	1,054,401	—	—
		(電気使用量)	kWh	1,986,428	2,385,523	—	—
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.457	—	—
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.442	—	—
	電気以外	kg-CO2	524,250	580,027	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,567,125	1,670,211	783,563 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,330,740	1,634,428			

### 東京国立近代美術館（本館・分室）温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%		— (設置件数 0 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%		—	—
LED 照明の導入割合	%		本館：19 分室：6 (2020 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		0 (2020 年度)	60

### 国立工芸館温室効果ガス削減計画

			(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
						(20 年度比)	
施設のエネルギー	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	—	390,444	—	—
		調整後排出係数使用	kg-CO2	—	381,257	—	—
		(電気使用量)	kWh	—	765,576	—	—
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	—	0.51	—	—
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	—	0.498	—	—
	電気以外	kg-CO2	—	44,070	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	—	434,514	217,257 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	—	425,327			

### 国立工芸館温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数 0 件)	50	
公用車に占める電動車の割合	%	—	—	
LED 照明の導入割合	%	100 (2020 年度)	100	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0 (2020 年度)	60	

### 京都国立近代美術館温室効果ガス削減計画

			(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
						(13 年度比)	
施設のエネルギー	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	421,520	427,279	—	—
		調整後排出係数使用	kg-CO2	441,450	414,295	—	—
		(電気使用量)	kWh	996,500	1,180,329	—	—
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.423	0.362	—	—
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.443	0.351	—	—
	電気以外	kg-CO2	102,320	239,500	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	523,840	666,779	261,920 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	543,770	653,795			

### 京都国立近代美術館温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)				
公用車に占める電動車の割合		%	—	—
LED 照明の導入割合		%	68 (2020 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	0 (2020 年度)	60

進捗

### 国立映画アーカイブ温室効果ガス削減計画

			(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
						(13 年度比)	
施設のエネルギー	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,848,543	1,763,676	—	—
		調整後排出係数使用	kg-CO2	1,429,540	1,705,787	—	—
		(電気使用量)	kWh	3,521,034	3,859,247	—	—
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.457	—	—
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.442	—	—
	電気以外	kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,848,543	1,763,676	924,272 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,429,540	1,705,787			

### 国立映画アーカイブ温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%			
公用車に占める電動車の割合	%	—	—	
LED 照明の導入割合	%	11.9 (2020 年度)	100	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0 (2020 年度)	60	

### 国立西洋美術館温室効果ガス削減計画

			(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
						(13 年度比)	
施設のエネルギー	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	2,396,552	1,877,096	—	—
		調整後排出係数使用	kg-CO2	1,853,333	1,815,485	—	—
		(電気使用量)	kWh	4,564,860	4,107,431	—	—
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.457	—	—
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.442	—	—
	電気以外	kg-CO2	1,363,239	1,206,648	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,759,791	3,083,744	1,879,896 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,216,572	3,022,133			

### 国立西洋美術館温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%		— (設置件数 0 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%		—	—
LED 照明の導入割合	%		20 (2020 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		0 (2020 年度)	60

### 国立国際美術館温室効果ガス削減計画

			(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
						(13 年度比)	
施設のエネルギー	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,365,953	825,903	—	—
		調整後排出係数使用	kg-CO2	1,262,311	772,462	—	—
		(電気使用量)	kWh	2,657,497	2,429,125	—	—
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.514	0.34	—	—
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.475	0.318	—	—
	電気以外	kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,365,953	825,903	682,977 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,262,311	772,462			

### 国立国際美術館温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数 0 件)	50	
公用車に占める電動車の割合	%	—	—	
LED 照明の導入割合	%	14.7 (2020 年度)	100	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0 (2020 年度)	60	



### 国立新美術館温室効果ガス削減計画

			(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
						(13 年度比)	
施設のエネルギー	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	5,821,092	3,939,561	—	—
		調整後排出係数使用	kg-CO2	4,501,644	3,810,254	—	—
		(電気使用量)	kWh	11,087,794	8,620,484	—	—
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.457	—	—
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.442	—	—
	電気以外	kg-CO2	2,490,746	2,100,225	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	8,311,838	6,039,786	4,155,919 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	6,992,390	5,910,479			

### 国立新美術館温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数 0 件)	50	
公用車に占める電動車の割合	%	—	—	
LED 照明の導入割合	%	3.8 (2020 年度)	100	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0 (2020 年度)	60	